

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和3年8月30日（月）午前9時30分～午前9時50分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2 番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3 番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4 番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5 番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6 番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7 番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8 番	池田 喬	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第28号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について
- (2) 議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第30号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第31号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和3年度第6回農業委員会総会を開催します。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、2番 石井委員と、4番 竹内委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第28号から議案第31号の4議案です。
議 長	議案第28号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得の下限面積(別段の面積)の設定について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第28号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が1件あります。矢掛町農業委員会では、平成30年4月から、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地の内、所有者から区域指定申請のあった農地に限り、下限面積を従来の10aから0.1aへ引き下げる方針としています。申請地はこの条件を満たしており、この後、審議していただく議案第29号の事案番号17番に関連します。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第28号につきまして、意見はありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第28号につきましては案のとおり決定いたします。
議 長	議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 1 5 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	確認しました。利用権設定により、譲受人が耕作をしていた土地です。利用権を解約され、所有権移転をされますが、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 5 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 5 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 1 6 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	確認しました。譲受人と譲渡人の間で合意しており、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 6 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 6 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 1 7 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	確認しました。譲受人と譲渡人の間で合意しており、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 7 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 7 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 3 0 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、1 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 1 1 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
3 番委員	事案番号 1 1 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
議 長	現地確認を行いました。カーポート、進入路が既に作られており、始末書を提出されています。排水、周辺農地への影響等は特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 1 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 1 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 3 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	議案第 3 1 号は小作権の解約を行うものです。耕作者が死亡し、その相続人とも連絡が取れないため、耕作者と土地所有者の双方による合意解約ができず、農地法第 1 8 条第 1 項の規定による許可申請が土地所有者からありました。 小作権の解約の許可が適切かどうか審議いただき、適当となれば、岡山県農業会議へ諮問します。岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行います。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
	事案番号 3 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

4 番 委 員	確認しました。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。 事案番号 3 番につきまして、他に意見はありませんか。
1 番 委 員	契約期間はありますか。
事 務 局	契約期間はありません。永年となっていますので、期間の定めのない小作権です。 小作権は土地の所有者、耕作者がそれぞれ亡くなられても、その相続人へ引き継がれます。解約をしようとするれば、所有者及び耕作者双方の合意が必要ですが、今回は耕作者と連絡が取れないため、所有者による許可申請がありました。
1 番 委 員	所有者と耕作者双方が連絡を取れる場合であれば、お互いで連絡を取って解約するということによろしいですか。
事 務 局	その通りです。
議 長	他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 3 番につきましては、岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。
議 長	次に 4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。所有権移転に伴う解約です。
中川地区 推進委員	事案番号 2 番, 3 番について、確認しました。問題はありません。

議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。
-----	---